

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における船員保険被保険者の資格取得日は昭和41年10月25日、資格喪失日は42年4月6日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人のC社（現在は、D社）における船員保険被保険者の資格取得日は昭和42年5月7日、資格喪失日は同年7月23日、資格取得日は43年5月5日、資格喪失日は同年7月26日、資格取得日は44年5月5日、資格喪失日は同年8月2日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和42年5月及び同年6月は5万6,000円、43年5月及び同年6月は6万円、44年5月から同年7月までは6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月25日から42年4月6日まで
② 昭和42年5月7日から同年7月23日まで
③ 昭和43年5月5日から同年7月26日まで
④ 昭和44年5月5日から同年8月2日まで

申立期間①から④までについて、私の船員保険の被保険者記録が抜けているが、申立期間の雇い主は、その前後の船員保険被保険者期間における雇い主と同一であり、申立期間について、船員保険に加入していなかったとは考えられない。

申立期間①から④までについて、船員保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、船舶所有者A社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名で、生年月日が10日違い（昭和18年*月*日）の被保険者が

昭和41年10月25日に資格を取得し、42年4月6日に喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

申立期間②について、船舶所有者C社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人と同姓で、名前の漢字が一字違い(E)であり、生年月日が10日違い(昭和18年*月*日)の被保険者が昭和42年5月7日に資格を取得し、同年7月23日に喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

申立期間③について、船舶所有者C社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人と同姓で、名前の漢字が一字違い(E)であり、生年月日が10日違い(昭和18年*月*日)の被保険者が昭和43年5月5日に資格を取得し、同年7月26日に喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

申立期間④について、船舶所有者C社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名で、生年月日が10日違い(昭和18年*月*日)の被保険者が昭和44年5月5日に資格を取得し、同年8月2日に喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、申立期間①について、上記の船舶所有者A社に係る船員保険被保険者名簿の未統合記録は、B社提出の社員台帳に記載されている記録と一致しており、申立期間②から④までについて、上記船舶所有者C社に係る船員保険被保険者名簿の未統合記録は、D社提出の船員保険被保険者台帳に記載されている記録と一致している。

さらに、上記の4つの未統合記録の船員保険被保険者期間と申立人が保管している船員手帳における雇入期間は、ほぼ合致している。

これらを総合的に判断すると、上記の船員保険被保険者名簿の記録は申立人の記録であり、船舶所有者A社の事業主は、申立人が同社において昭和41年10月25日に被保険者資格を取得し、42年4月6日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行い、船舶所有者C社の事業主は、申立人が同社において同年5月7日に被保険者資格を取得し、同年7月23日に資格を喪失した旨の届出、43年5月5日に被保険者資格を取得し、同年7月26日に資格を喪失した旨の届出及び44年5月5日に被保険者資格を取得し、同年8月2日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、船舶所有者A社の船員保険被保険者名簿の記録から、昭和41年10月から42年3月までは5万2,000円、船舶所有者C社の船員保険被保険者名簿の記録から、同年5月及び同年6月は5万6,000円、43年5月及び同年6月は6万円、44年5月から同年7月までは6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年7月20日については44万2,000円、同年12月21日については55万2,000円、20年7月20日については44万9,000円、同年12月26日については56万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日
② 平成19年12月21日
③ 平成20年7月20日
④ 平成20年12月26日

ねんきん定期便で通知された私の厚生年金保険の記録において、A社B事業所で勤務していた期間のうち、平成19年及び20年に同事業所から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書のとおり、賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年7月20日、同年12月21日、20年7月20日及び同年12月26日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、申立期間①は44万2,000円、申立期間②は55万2,000円、申立期間③は44万9,000円、申立期間④は56万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間

当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出をし、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年7月20日については27万円、同年12月21日については33万7,000円、20年7月20日については27万6,000円、同年12月26日については34万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日
② 平成19年12月21日
③ 平成20年7月20日
④ 平成20年12月26日

ねんきん定期便で通知された私の厚生年金保険の記録において、A社B事業所から支給された平成19年及び20年の賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書のとおり、賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年7月20日、同年12月21日、20年7月20日及び同年12月26日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、申立期間①は27万円、申立期間②は33万7,000円、申立期間③は27万6,000円、申立期間④は34万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出をし、申立期間に係る厚生年金保険

料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年7月20日については59万8,000円、同年12月21日については74万8,000円、20年7月20日については60万6,000円、同年12月26日については75万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日
② 平成19年12月21日
③ 平成20年7月20日
④ 平成20年12月26日

ねんきん定期便で通知された私の厚生年金保険の記録において、A社B事業所で勤務していた期間のうち、平成19年及び20年に同事業所から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書のとおり、賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年7月20日、同年12月21日、20年7月20日及び同年12月26日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、申立期間①は59万8,000円、申立期間②は74万8,000円、申立期間③は60万6,000円、申立期間④は75万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間

当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出をし、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年7月20日については30万1,000円、同年12月21日については37万7,000円、20年7月20日については30万8,000円、同年12月26日については38万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日
② 平成19年12月21日
③ 平成20年7月20日
④ 平成20年12月26日

ねんきん定期便で通知された私の厚生年金保険の記録において、A社B事業所で勤務していた期間のうち、平成19年及び20年に同事業所から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書のとおり、賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年7月20日、同年12月21日、20年7月20日及び同年12月26日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、申立期間①は30万1,000円、申立期間②は37万7,000円、申立期間③は30万8,000円、申立期間④は38万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間

当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出をし、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年7月20日については35万円、同年12月21日については43万8,000円、20年7月20日については35万7,000円、同年12月26日については44万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日
② 平成19年12月21日
③ 平成20年7月20日
④ 平成20年12月26日

ねんきん定期便で通知された私の厚生年金保険の記録において、A社B事業所で勤務していた期間のうち、平成19年及び20年に同事業所から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書のとおり、賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年7月20日、同年12月21日、20年7月20日及び同年12月26日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、申立期間①は35万円、申立期間②は43万8,000円、申立期間③は35万7,000円、申立期間④は44万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間

当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出をし、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年7月20日については28万円、同年12月21日については35万円、20年7月20日については28万8,000円、同年12月26日については36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日
② 平成19年12月21日
③ 平成20年7月20日
④ 平成20年12月26日

ねんきん定期便で通知された私の厚生年金保険の記録において、A社B事業所から支給された平成19年及び20年の賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書のとおり、賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年7月20日、同年12月21日、20年7月20日及び同年12月26日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、申立期間①は28万円、申立期間②は35万円、申立期間③は28万8,000円、申立期間④は36万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出をし、申立期間に係る厚生年金保険

料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年7月20日については27万8,000円、同年12月21日については34万7,000円、20年7月20日については28万4,000円、同年12月26日については35万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日
② 平成19年12月21日
③ 平成20年7月20日
④ 平成20年12月26日

ねんきん定期便で通知された私の厚生年金保険の記録において、A社B事業所から支給された平成19年及び20年の賞与に係る標準賞与額の記録が無い。平成19年12月、20年7月及び同年12月の賞与については、賞与明細書のとおり、賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されており、19年7月の賞与については、賞与明細書は無いが、賞与を支給され、同様に厚生年金保険料も控除されていたはずであるので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する平成19年12月21日、20年7月20日及び同年12月26日に支給された賞与に係る賞与明細書及びA社B事業所から提供された申立期間①から④までに係る賞与計算支給・控除一覧表により、申立人は、申立期間①は27万8,000円、申立期間②は34万7,000円、申立期間③は28万4,000円、申立期間④は35万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出をし、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成20年7月20日については28万8,000円、同年12月26日については36万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月20日
② 平成20年12月26日

ねんきん定期便で通知された私の厚生年金保険の記録において、A社B事業所から支給された平成20年の賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書のとおり、賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成20年7月20日及び同年12月26日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、申立期間①は28万8,000円、申立期間②は36万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出をし、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成20年12月26日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を34万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月20日
② 平成20年12月26日

ねんきん定期便で通知された私の厚生年金保険の記録において、A社B事業所から支給された平成20年の賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書のとおり、賞与が支給されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、平成20年12月26日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、34万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出をし、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人は、標準賞与額の記録が無いと申し立

てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が厚生年金保険被保険者から保険料を控除していたことが要件とされているところ、申立人が保管する平成20年7月20日に支給された賞与に係る賞与明細書及びA社B事業所から提供された賞与計算支給・控除一覧表によると、同日に支給されている賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人の平成20年7月20日に支給されている賞与から厚生年金保険料を控除していないことについて、A社B事業所では、「当時の事務担当者の事務の誤りにより、厚生年金保険料を控除していなかった。」旨、回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者に係る記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 6 日から同年 1 月 7 日まで
② 昭和 38 年 7 月 7 日から同年 7 月 8 日まで

私は、昭和 37 年 7 月 6 日から次の会社に転職するまでA社に継続して勤務したが、被保険者記録照会回答票によると、同社の厚生年金保険被保険者期間が 37 年 7 月 6 日から 38 年 1 月 6 日までの期間、同年 1 月 7 日から同年 7 月 7 日までの期間及び同年 7 月 8 日から同年 8 月 1 日までの期間に分断された記録となっている。

在職期間において、一度も退職したことは無いので、分断された厚生年金保険被保険者期間を継続した被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は、半年ごとの雇用契約による臨時職員であった。当社では、雇用契約の期間ごとに、厚生年金保険に加入する手続きを行っていた。」旨回答しているところ、同社から提出された申立人に係る労働者名簿及び入退者名簿によると、申立人は、臨時職員として昭和 37 年 7 月 6 日に同社に入社後、38 年 1 月 5 日に雇用契約期間満了により一旦退職扱いとされ、同年 1 月 7 日に再入社、同年 7 月 6 日に同じく雇用契約期間満了により退職扱いとされ、同年 7 月 8 日に再入社している記載が確認でき、当該記載はオンライン記録と合致している。

また、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書によると、備考欄の退職年月日は前述の入退者名簿に記載された雇用契約の期間満了日と一致していることから、同社では、同名簿の記載内容どおりに、期間満了日の翌日付けで厚生年金保険被保険者資格の喪失手続きを行っていることが確認でき、当該資格喪失日(昭和 38 年 1 月 6 日及び同年 7 月 7 日)は同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日の記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、昭和38年1月6日及び同年7月7日は、申立人とA社との雇用契約期間外に当たり、申立人が同社に勤務していたと認められないことから、申立人の申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者記録を訂正することはできない。